

令和5年9月29日

各指定共同生活援助事業所管理者様

愛知県福祉局長
(公印省略)

利用者から支払いを受ける食材料費に係る実態調査について (照会)

平素は、本県の障害福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、本県では、共同生活援助の利用者に対するサービス水準の確保のため、指定共同生活援助事業者が利用者から支払いを受ける食材料費に関し、障害者総合支援法第11条第2項に基づく調査を実施することといたしました。

については、別紙調査票に必要事項を記載の上、令和5年10月31日(火)までに下記障害福祉課あてメール又はFAXにより回答してください。

(参考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)
第11条第2項

主務大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

担当 福祉部障害福祉課事業所指導第一グループ
電 話 052-954-6317 (ダイヤルイン)
メール shogai-jigyosho@pref.aichi.lg.jp
FAX 052-954-6920
担当 福祉部福祉総務課監査指導室
障害福祉事業者指導監査グループ
電 話 052-954-6343 (ダイヤルイン)